

令和3年 第7回金沢市教育委員会定例会議

1 日 時：令和3年7月21日（水） 13時00分～15時00分（予定）

2 場 所：金沢市役所 第二本庁舎 2階 2201会議室

3 審議等

頁

議案第19号 令和4年度使用金沢市立工業高等学校教科用図書採択について
【非公開案件】（市立工業高等学校事務局）・・・1

議案第20号 令和4年度使用教科用図書（特別支援学級用教科書）の採択について
【非公開案件】（学校指導課）・・・26

議案第21号 令和4年度使用教科書の採択事務処理について
【非公開案件】（学校指導課）・・・27

報告第23号 犀桜小学校校舎新築工事現場WEB見学会の実施について
（教育総務課）・・・28

報告第24号 金沢市学校給食費条例施行規則制定について
（教育総務課）・・・30

報告第25号 新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について
（学校指導課）・・・38

その他

（1）次回の定例会議の日程について

令和4年度使用金沢市立工業高等学校教科用図書採択について
【非公開案件】

令和3年7月21日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和4年度使用教科用図書（特別支援学級用教科書）の採択について
【非公開案件】

令和3年7月21日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

令和4年度使用教科用図書の採択事務処理について
【非公開案件】

令和3年7月21日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

犀桜小学校校舎新築工事現場WEB見学会の実施について

令和3年7月21日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

犀桜小学校校舎新築工事現場WEB見学会の実施について

令和2年9月から進めている金沢市立犀桜小学校校舎新築工事について、(一社)金沢建設業協会から工事現場のWEB見学会を開催したい旨の依頼があり、児童や地域住民の新校舎への関心を高めるとともに、円滑な工事の進捗につながることから以下のとおりとする。

概 要

主 催：(一社)金沢建設業協会

見学場所：犀桜小学校校舎新築工事現場（金沢市菊川1丁目2番15号）

内 容：新校舎の安全性や特徴など、工事施工業者による工事現場内ライブ配信と質問等への応答
児童等はスマートフォンや自宅パソコン等を通じて参加

対 象 者：児童・保護者・近隣住民 等

実施時期：8月中旬（調整中）

<参考> 8月時点での工事進捗状況

- ・ 上部躯体工事完了
- ・ 外装工事及び内装工事に着手
- ・ 全体工程の約50%（概ね当初予定のとおり）

金沢市学校給食費条例施行規則制定について

令和3年7月21日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

金沢市学校給食費条例施行規則制定について

制定理由

金沢市学校給食費条例の制定（令和3年3月22日公布、令和4年1月1日施行）に伴い、同条例の施行に関し、必要な事項を定める。

制定内容

- 1 学校給食の申込み等
- 2 学校給食費等の額、納付方法、納付額及び納期限
- 3 学校給食費等の充当及び還付
- 4 学校給食費及び遅延損害金の減免

金沢市学校給食費条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市学校給食費条例（令和3年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(学校給食の申込み等)

第3条 学校給食を受けようとする児童又は生徒の保護者及び自ら学校給食を受けようとする教職員等は、学校給食申込書（様式第1号）により、あらかじめ市長に学校給食の提供を申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒の権利保護、健康維持等の観点から必要があると認めるときは、当該児童又は生徒の保護者からの申込みがない場合であっても、学校給食の提供を決定することができる。

(学校給食費等の額)

第4条 学校給食費及び教職員等給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる学校給食を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 児童及び当該児童と同様の学校給食を受ける教職員等 250円

(2) 生徒及び当該生徒と同様の学校給食を受ける教職員等 293円

2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童、生徒及び教職員等について食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合その他市長が特別の事情があると認める場合における学校給食費及び教職員等給食費の1食当たりの額は、同項各号に定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。

3 一の年度における、保護者が納付すべき学校給食費又は教職員等が納付すべき教職員等給食費（以下「学校給食費等」という。）の額（以下「年間納付額」という。）は、前2項に定める1食当たりの額に、当該年度に当該学校給食を受ける者に対して学校給食の提供ができる状況に至った回数に乗じて得た額とする。

（学校給食の休止又は終了）

第5条 保護者は、学校給食の提供を休止させ、又は終了させようとするときは、その旨を書面により市長に申し出なければならない。

（年間納付額の調整）

第6条 市長は、災害その他やむを得ない理由により予定していた学校給食の提供ができなかったときは、年間納付額につき必要な調整を行うことができる。

（学校給食費等の納付方法）

第7条 保護者及び教職員等（以下「保護者等」という。）は、学校給食費等を口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、納付書その他の市長が認める方法により納付することができる。

（学校給食費等の納付額及び納期限）

第8条 保護者等は、その納付すべき年間納付額を分割して納付しなければならない。この場合において、当該納付に係る納付額及び納期限は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、前項の規定により難いときは、同項の規定による納付額及び納期限を変更することができる。

（学校給食費等の充当及び還付）

第9条 市長は、学校給食費等につき過誤納金がある場合は、これを当該学校給食を受ける児童、生徒又は教職員等に係る未納の学校給食費等に充当するものとする。

2 前項に規定する場合において、充当を行わないときは、当該学校給食を受ける児童、生徒又は教職員等に係る当該過誤納金を還付する。

(学校給食費の減免)

第10条 条例第4条の規定により学校給食費を減免することができる場合は、災害等により保護者に学校給食費を納付する資力がないと認められるときその他の市長が特に必要があると認めるときとする。

2 条例第4条の規定に基づき学校給食費の減免を受けようとする保護者は、学校給食費減免申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。

(遅延損害金の減免)

第11条 条例第5条第2項の規定により遅延損害金を減免することができる場合は、主たる生計維持者の死亡又は失踪があったときその他の市長が特に必要があると認めるときとする。

2 条例第5条第2項の規定に基づき遅延損害金の減免を受けようとする者は、学校給食費遅延損害金減免申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び様式第1号の規定は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和4年3月31日までの間の学校給食に係る第8条第1項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表(附則第2項関係)

| 納期限 | 納付額 |
|-------|-------------------------------|
| 3月31日 | 年間納付額(この規則の施行の日から令和4年3月31日までの |

| | |
|--|------------------|
| | 間の学校給食に係るものに限る。) |
|--|------------------|

別表（第8条関係）

| 期別 | 納期限 | 納付額 |
|-----|--------|---|
| 第1期 | 6月30日 | 学校給食費等の1食当たりの額に、当該年度に学校給食の提供を予定する回数として金沢市教育委員会が別に定める回数に乗じて得た額を5（転入学その他の事由により年度の途中から学校給食を受ける場合にあつては、当該年度内に保護者が納入すべき納期の数）で除して得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額） |
| 第2期 | 8月31日 | |
| 第3期 | 10月31日 | |
| 第4期 | 1月4日 | |
| 第5期 | 3月31日 | 年間納付額から、第1期から第4期までの納付額の合計額を控除して得た額 |

備考 納期限の欄に掲げる日が休日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日を納期限とする。

その1

学校給食申込書（教職員等用）

学校給食申込書（児童・生徒用）

年 月 日

年 月 日

（宛先）金沢市長

申込者 氏名

（保護者）住所

児童又は生徒からみた続柄

連絡先

次の児童又は生徒が金沢市立の小学校及び中学校に在学する期間中、学校給食を受けたいので、金沢市学校給食費条例施行規則第3条の規定により申し込みます。

| | | | | |
|----------------|-----|--|----|--|
| 学校給食を受ける児童又は生徒 | 氏名 | | | |
| | 学校名 | | 学年 | |

備考 この申込書は、提出日から児童又は生徒が金沢市立の小学校及び中学校に在学する間効力を有します。

児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収に関する申出書

（宛先）金沢市長

私は、学校給食費について、所定の納期に支払えなかった場合には、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、金沢市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）から、当該児童手当等の支払期日をもって当該学校給食の支払に充てることを申し出ます。

なお、この申出の撤回を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当等から所定の納期に支払えなかった学校給食費の支払に充てるものとします。

年 月 日

児童手当等受給者（保護者）

（署名又は記名押印）

（宛先）金沢市長

申込者 氏名

住所

連絡先

次の期間中、学校給食を受けたいので、金沢市学校給食費条例施行規則第3条の規定により申し込みます。

| | |
|------------|--|
| 学校給食を受ける期間 | |
|------------|--|

様式第2号（第10条関係）

学校給食費減免申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所
（保護者）氏名
連絡先

金沢市学校給食費条例第4条の規定により学校給食費の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|--------------------|-----|-----|------|
| 学校給食を受ける 児童又は生徒 | 氏 名 | 学校名 | 学年 組 |
| | | | |
| 減免を申請する期間 | | | |
| 申請の理由 | | | |

様式第3号（第11条関係）

学校給食費遅延損害金減免申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所
氏名
連絡先

金沢市学校給食費条例第5条第2項の規定により学校給食費に係る遅延損害金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|----------------------------|--------------------|-----|------|
| 学校給食を受ける 児童又は生徒 | 氏 名 | 学校名 | 学年 組 |
| | | | |
| 減免を申請する遅延損害金の対象となる学校給食費の期間 | 年度 第 期分 から 第 期分 まで | | |
| 申請の理由 | | | |

新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について

令和3年7月21日 提出

金沢市教育委員会
教育長 野口 弘

新型コロナウイルス感染症による児童生徒の発生状況について

児童生徒の発生状況（令和3年度）

令和3年4月1日から6月30日までの期間において、金沢市立学校で新型コロナウイルス感染症の陽性となった児童・生徒数は次のとおりである。

| | 児童・生徒数 | | | 計 |
|-----------------|--------|-----|----|-----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | |
| 小学校（学校名を公表したもの） | 2人 | 5人 | 2人 | 9人 |
| 中学校（学校名を公表したもの） | 0人 | 6人 | 2人 | 8人 |
| 市立工業高校 | 4人 | 1人 | 0人 | 5人 |
| 学校名公表せず | 2人 | 12人 | 1人 | 15人 |
| 計 | 8人 | 24人 | 5人 | 37人 |